

## 流動性に係る経営の健全性の状況(単体・単体流動性カバレッジ比率に関する開示事項)

### 1.時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項(第2条第2項第1号)

当行の平成28年3月期第2四半期の単体流動性カバレッジ比率は、分母のホールセール無担保資金調達に係る資金流出額が減少したことを要因に、平成28年3月期第1四半期と比較して28.6%上昇しております。

(平成27年金融庁告示第7号、別紙様式第一号)

(単位:百万円、%、件)

項目	当第2四半期 (平成28年3月期 第2四半期)	前第1四半期 (平成28年3月期 第1四半期)	前年第2四半期 (平成27年3月期 第2四半期)	前年第1四半期 (平成27年3月期 第1四半期)
<b>適格流動資産 (1)</b>				
1 適格流動資産の合計額	1,523,118	1,632,550	—	—
<b>資金流出額 (2)</b>				
2 リテール無担保資金調達に係る資金流出額	3,314,071	276,869	3,314,464	277,109
3 うち、安定預金の額	779,708	23,391	776,906	23,307
4 うち、準安定預金の額	2,534,363	253,478	2,537,558	253,802
5 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,110,954	556,961	1,315,677	742,503
6 うち、適格オペレーショナル預金の額	0	0	0	0
7 うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	943,003	389,010	1,023,483	450,309
8 うち、負債性有価証券の額	167,951	167,951	292,193	292,193
9 有担保資金調達等に係る資金流出額		0		0
10 デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性 ファシリティに係る資金流出額	254,578	26,070	261,221	26,591
11 うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	6,707	6,707	6,339	6,339
12 うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	0	0	0	0
13 うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	247,872	19,363	254,882	20,252
14 資金提供義務に基づく資金流出額等	89,637	81,709	87,295	72,442
15 偶発事象に係る資金流出額	225,274	6,492	229,666	6,631
16 資金流出合計額		948,101		1,125,275
<b>資金流入額 (3)</b>				
17 有担保資金運用等に係る資金流入額	0	0	0	0
18 貸付金等の回収に係る資金流入額	335,940	257,670	372,236	295,384
19 その他資金流入額	92,713	47,919	50,853	46,641
20 資金流入合計額	428,653	305,589	423,088	342,025
<b>単体流動性カバレッジ比率 (4)</b>				
21 算入可能適格流動資産の合計額	1,523,118	1,632,550	—	—
22 純資金流出額	642,512	783,251	—	—
23 単体流動性カバレッジ比率	237.0	208.4	—	—
24 平均値計算用データ数	3	3	—	—

### 2.単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項(第2条第2項第2号)

当行の単体流動性カバレッジ比率は、平成31年以降に求められる最低水準である100%を上回って推移しており、問題の無い水準にあると評価しております。また、今後も単体流動性カバレッジ比率は100%を上回る水準で推移することを見込んでおります。

### 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項(第2条第2項第3号)

当行の平成28年3月期第2四半期の算入可能適格流動資産は、その90%以上を流動性が高いとされる日本国債、日本銀行預け金及び政府保証債等のレベル1資産で保有しており、平成28年3月期第1四半期と比較してその水準に変化はございません。

また、主要な通貨において、算入可能適格流動資産の合計額は純資金流出額を上回っており、問題はございません。

### 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項(第2条第2項第4号)

#### (1) 「適格オペレーショナル預金に係る特例」の適用について

当行は流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用しておりません。

#### (2) 「時価変動時所要追加担保額」の算出方法について

当行は時価変動時所要追加担保額の算出方法について、流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「簡便法」を適用しております。

#### (3) 「その他偶発事象に係る資金流出額」について

流動性カバレッジ比率告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」については、投資ファンド等からのキャピタル・コール等を計上対象としております。

なお、「その他偶発事象に係る資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は、平成28年3月期第2四半期において1%未満です。

#### (4) 「その他契約に基づく資金流出額」について

流動性カバレッジ比率告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」については、別段預金で受入れた歳入金の決済等を計上対象としております。

なお、「その他契約に基づく資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は平成28年3月期第2四半期において2%です。

#### (5) 「その他契約に基づく資金流入額」について

流動性カバレッジ比率告示第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」については、流動性リスク管理上の重要性が高いと認められる取引等を計上対象としております。

なお、平成28年3月期第2四半期における「その他契約に基づく資金流入額」が「資金流入合計額」に占める割合は平成28年3月期第2四半期において1%未満です。

#### (6) データの使用について

流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さいと判断される小規模の連結子法人については、資金流出額及び資金流入額を簡便的な方法で計算することとしております。なお、当行は平成28年3月期第2四半期において連結子法人を有しておりません。